

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 10 月 14 日(金) 第 8 3 3 7 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	救急診療所の申出の撤回 (580) (医療政策課) 2
	高齢者円滑入居賃貸住宅登録事務処理要綱等の廃止 (581) (住宅政策課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (2 件) (582・583) (経済通商総室) 2
	建設業法による建設業者の許可の取消し (584) (県土総務課) 5
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (585) (西部総合事務所福祉保健局) 5

告 示

鳥取県告示第580号

次の救急診療所の申出が撤回されたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第2項の規定により告示する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	撤回年月日
米子ハートクリニック	米子市彦名町1480-3	平成23年9月30日

鳥取県告示第581号

次に掲げる告示は、平成23年10月19日限り廃止する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

平成13年鳥取県告示第602号（高齢者円滑入居賃貸住宅登録事務処理要綱について）

平成13年鳥取県告示第603号（高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置について）

平成13年鳥取県告示第604号（高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則について）

鳥取県告示第582号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス車尾店
米子市車尾五丁目1258外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - （1）大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
 - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年5月23日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,363㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 45台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 50㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 10.84㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 7 届出年月日
平成23年9月22日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成23年10月14日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課
- 11 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第583号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス両三柳店
米子市両三柳50-3外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年5月23日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,535㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 59台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 面積 54㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 容量 11.04㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 6か所
イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 7 届出年月日
平成23年9月22日
- 8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成23年10月14日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第584号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成23年10月14日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号

株式会社ニシムラ仮設鳥取

鳥取市福部町湯山914-1

代表取締役 西村 将人

鳥取県知事許可（般-23）第6774号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社ニシムラ仮設鳥取の役員が、傷害の罪を犯したことにより、平成23年9月7日、懲役の刑に処せられた。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に定める事由のうち、同法第8条第10号に該当するに至った場合に該当する。

鳥取県告示第585号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
社会福祉法人尚徳 福祉会	介護老人保健施設 アイアイ	米子市榎原1823	平成23年9月29日	介護予防訪問リハ ビリテーション